

『収入保険』は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

埼玉県では令和2年加入者の
約3人に1人に平均240万円の
補てん金をお支払いしました！



令和2年加入者の519経営体（R2確定申告済）のうち

補てん金の請求 184件（請求率35.5%）

支払補てん金 約4億4千万円

内)つなぎ融資（無利子）約1億1千万円（申請17経営体）



※ 全国的には、36,142経営体のうち35.5%にあたる12,816件の請求があり、約291億円の補てん金を支払いました。

- 請求の原因となった主な被害 -

新型コロナウイルスの影響による出荷制限、梅雨時期の長雨・日照不足による収穫量の減少、市場価格の低下、夏場の高温による品質低下があげられます。

（令和3年8月31日現在）

収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく**農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象**です!



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

1. 保険期間開始前に加入申請を行います。
2. 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

◎ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、（令和4年も対応）野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(連続した2年間)することができます。

※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間（会計期間）と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間（会計期間）

加入のお手続きは・・・個人の方は、保険期間（1月～12月）の前年の12月末日です。

法人の方は、保険期間（事業年度の1年間）が開始する月の前月の末日となります。

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

1. 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
2. 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
3. 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
4. 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基準収入1000万円の場合は、保険方式(掛捨て)部分の最高補償を選択すると、保険料等は11万円程度で、8割が補償限度(8割を下回った場合、保険金が発生)となります。

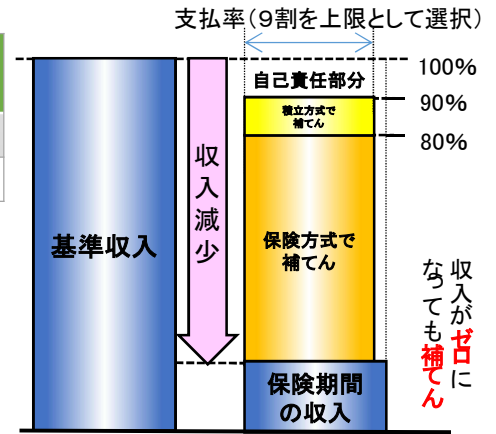
加入年	補てん限度額	保険料	事務費	農業者負担額計
1年目	800万円	8.9万円	2万円	10.9万円
2年目～	800万円	8.9万円	1.9万円	10.8万円

※保険方式80%、支払率90%を選択した場合の概算

更に手厚い補償をご希望される場合には、積立部分を追加すると、9割が補償限度となります！

積立方式の掛金は、使わない場合は積み増し不要で持越しされ、解約時には全額返金されます。

積立を追加した手厚いタイプ



(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

加入年	補てん限度額	保険料	積立金(持越し)	事務費	農業者負担額計
1年目	900万円	8.9万円	22.5万円	2.2万円	33.6万円
2年目～	900万円	8.9万円	0円	2.1万円	11.0万円

※最高補償を選択し、2年目以降について保険料率に変更がなく、かつ積立部分の補てん金としての受領もない場合の概算

保険期間の収入がゼロになったときは、**810万円（積立金90万円、保険金720万円）の補てん**が受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%の国庫補助があります。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）

保険料の安いタイプもあります！

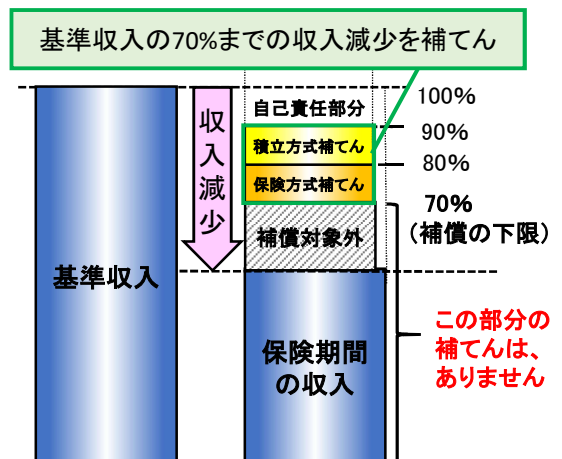
保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、**保険料が約4割、付加保険料が約1割安くなります。**保険期間の収入が**700万円**になったときは、**180万円（積立金90万円、保険金90万円）の補てん**が受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはありません。**

基準収入の70%を補償の下限とした場合の補てん方式



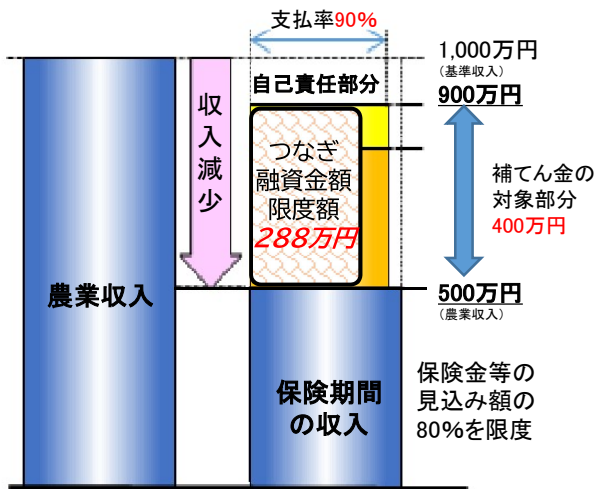
(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

無利子のつなぎ融資が受けられます！

農産物に大きな損害が発生したんだけど、収入保険の補てん金が出るのは来年の確定申告の後だよ。今すぐ、資金が必要なんだけどな。



保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、NOSAI全国連から、無利子のつなぎ融資を受けることができます。まずは、事故発生の状況をご連絡下さい！



左記、1,000万円の基準収入で保険期間中の農業収入が500万円の見込みの場合

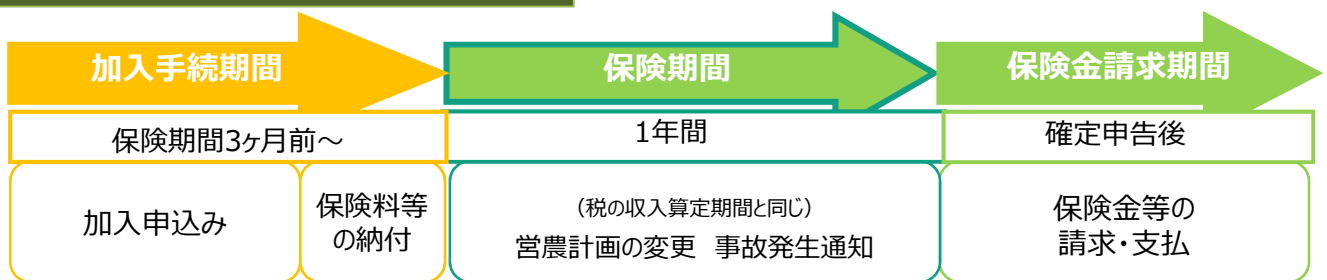
「補てん金の受け取り見込額」
【 400万円×90% (支払率) = 360万円 】

その8割の **288万円** を限度につなぎ融資を借入れすることが可能となります。

※つなぎ融資を受けた金額は、補てん金と相殺して返還することになります。

(注) 5年以上の青色申告実績がある方の場合

収入保険のスケジュール



(個人の場合、保険期間は1～12月の1年間となります。
法人の場合は、事業年度に対応した1年間が保険期間となります)



⇒
詳細はHPに掲載しています



● 収入保険制度については、お気軽に下記までお問合せください。

nosai-saitama.or.jp

お問い合わせは
お気軽に！

中部統括支所(川越) : 049-235-8711
東松山支所 : 0493-22-0655
上尾支所 : 048-779-6911